
2014 年度

キャンパス・アジア 韓国派遣生Ⅲ期生(追加)

募集要項

1. プログラム概要

名古屋大学法学研究科は、平成 23 年より「東アジア『ユス・コムーネ』(共通法)形成にむけた法的・政治的認識共同体の人材育成」との名称の下、文部科学省の「大学の世界展開力強化事業」の一つである日中韓「キャンパス・アジア」パイロット事業に採択されました。この事業では中国、韓国の大学と共に質の保証を伴う交流を拡大し、学生や教員の留学・移動を活発にして人材育成に協力することで、東アジアの地域全体を視野に入れた教育研究環境を築くことを目指しています。

具体的に、本プログラムでは、①日中韓の法・政治・社会の現状に関する知識とその運用能力を持ち、共通法の形成に積極的に参画し得る人材、②共通法形成の基礎となる法情報・法令用語の共有化に向けた新しい比較法学を担う人材、③その成果を他のアジア諸国(特に体制移行国)の法発展に応用し、法整備支援を通じて新たな法の形成・運用を支援し得る人材を育成したいと考えています。

そのような人材育成の一環として、本プログラムでは、1年間の中国・韓国の大学への単位互換を伴った長期派遣を行っています。中国・韓国の留学中には英語または現地語による現地法・政治の講義を受けながら、現地に関する法的・政治的な理解を深めたり、日本法との比較の視点を養ったりすることができます。それと同時に留学先で現地の学生や留学生との人脈を形成し、将来に役立つネットワーク形成に繋げることもできます。

学生は、本プログラムへの参加を通じて、将来、東アジアと世界を横断しつつ活躍できる人材(東アジア次世代法曹リーダー)となることが期待されます。

2. 応募要件

- ① 名古屋大学法学部の正規課程に在籍する日本人学生
- ② 心身ともに健康であること
- ③ 派遣時には英語による講義を受ける能力を身につけられること
- ④ キャンパス・アジアプログラムに係わる行事や教育活動に積極的に参加すること

3. 活動内容

- 1) 派遣前

- ・事前教育（英語、韓国語、韓国法・政治）
 - ・中国・韓国の法・政治に関する特別講義(年4回程度)
 - ・キャンパス・アジア関連行事
 - ・8月のインターナショナル・サマーセミナーへの参加(希望者のみ)
- 2) 派遣中
 - ・現地大学における英語もしくは現地語による講義の履修
 - ・インターン
 - 3) 派遣後
 - ・報告会
 - ・キャンパス・アジア関連の活動への協力

4. 長期派遣

- 1) 派遣国及び大学
韓国：成均館大学
- 2) 派遣時期
2014年8月末（1年もしくは半年間）、2015年2月末（半年間）
- 3) 留学に係る費用の支給・支援
 - ・派遣先大学の学費免除(ただし、名古屋大学に学費を納める必要がある)
 - ・派遣先大学からの宿舍の提供
 - ・派遣期間中の生活費一部支援
 - ・渡航費の支給
- 4) 単位認定
留学先において取得した専門科目の単位は基本的には全て名古屋大学の卒業単位として認定される。

5. 応募

- 1) 提出書類： 所定の願書
- 2) 提出先： 大学院法学研究科 キャンパス・アジア事務室
(法・経本館共用館131号室)
- 3) 問い合わせ先： campus_asia-jimu@law.nagoya-u.ac.jp